



一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及ぶににくい高年齢者の方を支援する給付金を支給します。

支給対象者 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方

申請書の送付 4月20日(水)に、対象と思われる方へ申請書を送付します。

送付対象者 平成27年1月1日(基準日)時点で、我孫子市の住民基本台帳に登録があり、平成27年度の市民税・県民税が、非課税であつてかつ課税者の扶養となつていない方で、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)と、同様の年齢条件の未申告者に申請書を送付します。※生活保護制度の受給者となつている場合は、対象外です。

給付額 1人につき3万円(1回限り)

申請期間 4月21日(木)～7月21日(木)(消印有効)

給付金の受取方法 銀行口座への振込※銀行口座をお持ちでない方は、現金給付

給付時期 5月下旬から順次、振り込みます。

注意 給付金の支給後、平成27年度分の市民税・県民税が課税されていることや、課税者の扶養親族であることなど、高年齢者向け給付

手続きの流れ



金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。

給付金の概要・制度について(国の特設コールセンター) ☎057010371192、社会福祉課(臨時福祉給付金コールセンター) ☎718511858 (平日午前9時～午後4時30分)

高年齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

平成28年度 軽自動車税改正のお知らせ

軽自動車と小型の普通自動車との税負担格差の見直し等が行われ、軽自動車税の税率が引き上げられました。また、グリーン化を進める観点などから、平成28年度から重課・軽課が導入されます。平成28年度の税率(年税額)は次のとおりです。なお、納税通知書は5月9日(月)に発送する予定です。

◎軽自動車(三輪、四輪)

新車での新規登録年月『初度検査年月』により、税率が異なります(中古車の場合は購入年月と異なりますのでご注意ください)。「初度検査年月」の年が平成15年までの車両は、12月登録とみなします(『初度検査年月』は自動車検査証に記載されています)。

税率(年税額)	重課税率	旧標準税率	標準税率	軽課税率 グリーン化特例			
	⑤ 新車新規登録後13年を超える車両	平成27年3月31日以前に新車新規登録済の車両(⑥を除く)	④ 平成27年4月1日以降に新車新規登録済の車両	⑤ 概ね25%軽減	⑥ 概ね50%軽減	⑦ 概ね75%軽減	
初度検査年月	平成14年以前	平成15年～27年3月	平成27年4月以降	平成27年4月～28年3月			
車両区分	三輪	4600円	3100円	3900円	3000円	2000円	1000円
	四輪・乗用・自家用	1万2900円	7200円	1万800円	8100円	5400円	2700円
	四輪・乗用・営業用	8200円	5500円	6900円	5200円	3500円	1800円
	四輪・貨物・自家用	6000円	4000円	5000円	3800円	2500円	1300円
	四輪・貨物・営業用	4500円	3000円	3800円	2900円	1900円	1000円

◆重課税率(⑥)

『初度検査年月』(新車新規登録年月)から13年を超えると、重課対象車両となり、税率が上がります(適用年度は右表参照)。ただし、燃料の種類が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の車両と被けん引車は対象外です。

初度検査年月	重課税率適用年度
平成14年まで	平成28年度～
平成15年1月～16年3月	平成29年度～
平成16年4月～17年3月	平成30年度～

※以降、順次適用されます。

◆軽課税率(⑤・⑥・⑦): 軽自動車税のグリーン化特例

初年度検査月が平成27年4月～28年3月までの車両のうち、環境負荷の小さいものについて税率を軽減する「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」が平成28年度に限り適用されます。平成29年度以降は標準税率(④)となります。燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。燃費基準に基づき軽自動車税を軽減しますので、軽課を受けるための手続きは不要です。

軽課対象車両区分	乗用車	貨物車	軽減率
ガソリン車およびハイブリッド車※1	平成32年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準+15%達成	⑤標準税率の概ね25%軽減
	平成32年度燃費基準+20%達成	平成27年度燃費基準+35%達成	⑥標準税率の概ね50%軽減
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)			⑦標準税率の概ね75%軽減

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限りです。

◎原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、小型二輪、トレーラー

購入や登録の時期にかかわらず、全ての車両について、平成28年度から次の税率となります。

車両区分	税率(年税額)	
原動機付自転車	第1種(50cc以下)	2000円
	第2種乙(90cc以下)	2000円
	第2種甲(125cc以下)	2400円
	ミニカー	3700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2400円
	その他	5900円
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	3600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	6000円	
トレーラー	3600円	

課税課 内線338、457